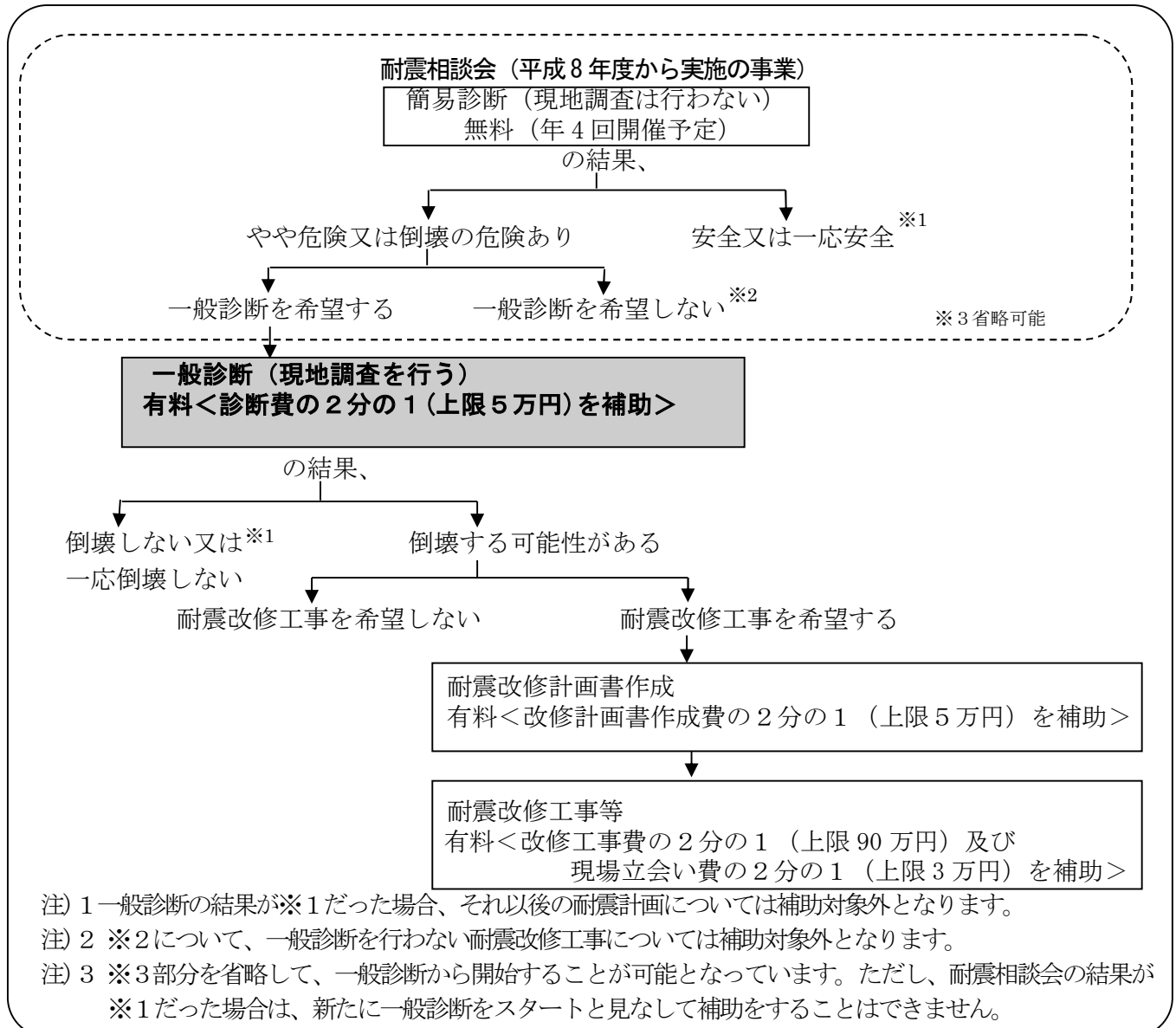


海老名市木造住宅 一般診断費 補助金交付制度について

海老名市では、地震時における建築物の安全を図り、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、平成18年度から木造住宅の耐震診断・改修に要する費用の一部を補助する制度が導入されました。制度の流れ、概要及び補助の対象は以下のとおりです。

※※耐震診断・耐震改修の流れ※※



《一般診断費補助対象者》

一般診断費の補助金を受けることができる方は、以下のチェック項目全てに該当する方です。補助対象者に該当するかチェックしてください。

- 海老名市民である。
- 自分の所有する住宅であり、現に居住している。
- 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手している。
- 一戸建て住宅、二世帯住宅又は併用住宅である。
- 昭和56年6月1日以後、既存の2分の1以上の増築又は改築をしていない。
- 2階建て以下である。
- 在来工法の木造住宅である。
- 市民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税の全てを滞納していない。
- 過去に一般診断の補助金の交付を受けていない。
- 耐震相談を受けた場合、その結果総合評点が1.0未満である。



全てに該当した方は、裏面へ。

～申請から完了まで～

